広島県告示第百七十七号

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年広島県告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第一条　この規程は、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の三第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する書類（以下「建築計画概要書等」という。）に係る閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）及び閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条　この規程は、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の四第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する書類（以下「建築計画概要書等」という。）に係る閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）及び閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別記様式（第４条関係） 建築計画概要書等閲覧申請書 年　　月　　日 広　島　県　知　事　　様 申請者住所 氏名 （略） 注　（略）	**別記様式**（第４条関係） 建築計画概要書等閲覧申請書 年　　月　　日 広　島　県　知　事　　様 申請者住所 氏名　　㊞ （略） 注　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。